

議案第 7 3 号

杉並区体育施設等に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 1 1 月 1 8 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区体育施設等に関する条例の一部を改正する条例

杉並区体育施設等に関する条例（昭和 3 2 年杉並区条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

附則別表第 6（2）庭球場の部中「8 0 0 円」を「9 0 0 円」に改め、同表（6）体育館の部中

高円寺体育館 大宮前体育館 荻窪体育館	一般	1 人、1 回当たり	小人（小・中学生）	1 0 0 円	を
			大人	2 0 0 円	
	貸切り	2 時間当たり	全面	5, 0 0 0 円	
			半面	2, 4 0 0 円	
			1 / 4 面	1, 2 0 0 円	
	妙正寺体育館	一般	1 人、1 回当たり	小人（小・中学生）	
大人				2 0 0 円	
貸切り		2 時間当たり	全面	2, 8 0 0 円	
			半面	1, 4 0 0 円	
		1 / 4 面	7 0 0 円		

高円寺体育館 妙正寺体育館 大宮前体育館 荻窪体育館	一般	1 人、1 回当たり	小人（小・中学生）	1 0 0 円	に
			大人	2 0 0 円	
	貸切り	2 時間当たり	全面	5, 0 0 0 円	
			半面	2, 4 0 0 円	
			1 / 4 面	1, 2 0 0 円	

改め、同表（7）小体育室の部中 「上井草体育館」 を 「妙正寺体育館  
上井草体育館」 に改

め、同表（12）会議室の部中

大宮前体育館	1時間当たり	会議室	600円	を
		多目的室	600円	

妙正寺体育館	1時間当たり	会議室	500円	に
大宮前体育館	1時間当たり	会議室	600円	
		多目的室	600円	

改める。

附則別表第8（2）庭球場（登録団体利用料金）の部中「400円」を「800円」に改め、同表（6）体育館（登録団体利用料金）の部中

高円寺体育館 大宮前体育館 荻窪体育館	貸切り	2時間当たり	全面	4,400円	を
			半面	2,200円	
			1/4面	1,000円	
妙正寺体育館	貸切り	2時間当たり	全面	1,400円	
			半面	700円	
			1/4面	350円	

高円寺体育館 妙正寺体育館 大宮前体育館 荻窪体育館	貸切り	2時間当たり	全面	4,400円	に
			半面	2,200円	
			1/4面	1,000円	

改め、同表（7）小体育室（登録団体利用料金）の部中 「上井草体育館」 を

「妙正寺体育館  
上井草体育館」 に改め、同表（11）会議室（登録団体利用料金）の部中

大宮前体育館	1時間当たり	会議室	500円
		多目的室	500円

妙正寺体育館	1時間当たり	会議室	400円
大宮前体育館	1時間当たり	会議室	500円
		多目的室	500円

改める。

別表第4(2)庭球場の部中「800円」を「1,000円」に改め、同表(6)体育館の部中

高円寺体育館 大宮前体育館 荻窪体育館	一般	1人、1回当たり	小人(小・中学生)	100円
			大人	200円
	貸切り	2時間当たり	全面	5,900円
			半面	2,900円
1/4面			1,400円	
妙正寺体育館	一般	1人、1回当たり	小人(小・中学生)	100円
			大人	200円
	貸切り	2時間当たり	全面	2,800円
			半面	1,400円
1/4面			700円	

高円寺体育館 妙正寺体育館 大宮前体育館 荻窪体育館	一般	1人、1回当たり	小人(小・中学生)	100円
			大人	200円
	貸切り	2時間当たり	全面	5,900円
			半面	2,900円
1/4面			1,400円	

改め、同表(7)小体育室の部中「上井草体育館」を「妙正寺体育館  
上井草体育館」に改

め、同表（１２）会議室の部中

大宮前体育館	1時間当たり	会議室	600円	を
		多目的室	600円	

  

妙正寺体育館	1時間当たり	会議室	500円	に
大宮前体育館	1時間当たり	会議室	600円	
		多目的室	600円	

改める。

#### 附 則

- この条例は、平成28年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の杉並区体育施設等に関する条例（以下「新条例」という。）附則別表第6（2）、（6）、（7）及び（12）並びに附則別表第8（2）、（6）、（7）及び（11）に規定する妙正寺体育館（以下「妙正寺体育館」という。）の使用の承認に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。
- 施行日前に前項の規定により杉並区教育委員会が行った妙正寺体育館の使用の承認その他の行為は、新条例の規定により指定管理者が行ったものとみなす。

（提案理由）

妙正寺体育館の小体育室の利用料金を定める等の必要がある。